

原発事故、国の責任認める 仙台高裁判決で初の判断—高裁では画期的判決

「東京電力福島第一原発事故をめぐり、福島県内の住民や避難者ら約 3700 人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が 9 月 30 日、仙台高裁であった。上田哲裁判長は一審・福島地裁判決に続き、国と東電の責任を認め、一審の約 2 倍の約 10 億円の賠償を命じた。国が被告となった原発事故の集団訴訟では各地で地裁の判断が分かれているが、高裁判決は初めて。

2018 年 10 月に始まった仙台高裁の審理でも一審に引き続き、事故を引き起こした津波の予見可能性が争われた。

原告は国が 02 年 7 月に公表した「長期評価」により福島県沖で津波地震が起きる可能性を指摘した点を踏まえ、国が津波を予見し、東電に安全対策を指示すれば事故を防げたとして、国と東電に約 280 億円の損害賠償などを求めた。一方、国と東電は長期評価の信頼性は低いため津波は予見できず、国の指針による賠償額以上を支払う必要もないと主張した。

福島地裁判決は津波の予見可能性については原告の主張を認め、東電と国に計約 5 億円を支払うように命じた。一方、原告が住んでいた土地の放射線量を事故前の水準に引き下げる原状回復請求や、原告のうち帰還困難区域などに住んでいた 40 人が求めた「ふるさと喪失」への慰謝料は認めず、原告・被告とも控訴した。

原告の弁護団などによると、これまでの原発事故をめぐる集団訴訟では、国が被告の 13 の訴訟で地裁判決が出た。うち 7 地裁は津波の予見可能性を認めて国に賠償を命じる一方、6 地裁は予見可能性は認めつつも、国が東電に安全対策を指示しても事故までに間に合わなかったなどとして、国に責任があると認めず、高裁の判断が注目されていた。(小手川太朗、飯島啓史)（「朝日新聞」2020 年 9 月 31 日）



【判決後、「勝訴」の旗を出す原告ら=2020 年 9 月 30 日午後 2 時 30 分、仙台市青葉区、小玉重隆撮影】

失われた平穏な生活、今も帰還困難

高裁の裁判官帰還困難地域を見て回る一裁判官としては（被災者に寄添う）画期的行動

「仙台高裁の裁判長らは2019年5月27日、「浜通り」と呼ばれる原発周辺地域の被害や復興の状況を自ら見て回った。「現地進行協議」と呼ばれる手続きだ。このとき、深谷さんの元の自宅も調査の対象となった。

深谷さんの自宅がある富岡町の夜ノ森地区は放射線量が高かったことから「帰還困難区域」に指定されており、戻って生活することができない。帰還困難区域の入り口にはゲートが設けられていて、立ち入りには町の許可が必要だ。

原発事故から長い年月が経過するうちに、人の住まなくなった自宅は荒れ果てていた。立ち入りが難しい地区であるにもかかわらず自宅の中には誰かが侵入したようだった。仏壇は何者かが移動し、畳の一部には獣によって荒らされた跡が残されていた。同じ敷地内の美容室は天井が抜け落ち、人の背丈よりも高く雑草が生い茂っていた。

「私は自宅で美容室を営んでいた。仕事をしながらの近所の人たちとの語らいが何よりの楽しみだった。そんな生活が原発事故によって一瞬のうちに失われてしまった。親しくしていたお客さんとも連絡が取れません」。深谷さんはそうした被害のありさまを裁判で切々と語った。」（「週刊東洋経済」）



【富岡町の深谷敬子さん宅を検証する防護服姿の裁判官ら（2019年5月27日、代表撮影）】